

公益財団法人 日本テニス協会 分野別本部及び委員会等に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）は、定款第59条及び第60条に基づき、分野別本部及び専門委員会並びに特別委員会の設置及びその運用に関して、この規則を制定する。

(分野別本部の設置)

第2条 本協会は、次の分野別本部を置く。

(1) 事業統括本部

- 1) 強化育成本部
- 2) 大会運営本部
- 3) 普及推進本部

(2) 管理統括本部

- 1) 総務財務本部

2 本協会は、理事会の議決を経て、分野別本部の下に定款第5条及び第6条の事業に関する活動と調査研究をする専門委員会及び部を設けることができる。

(専門委員会およびプロジェクトチーム)

第3条 本協会は、理事会の決議を経て、専務理事直轄もしくは常務理事会直轄として、定款第5条及び第6条の事業に関する活動と調査研究をする専門委員会もしくはプロジェクトチームを置くことができる。

(特別委員会)

第4条 本協会は、理事会の決議を経て、会長の下に定款第5条の事業のうち、特定の事業運営について協議する特別委員会を設けることができる。

(専門委員会およびプロジェクトチームの設置)

第5条 本協会は、分野別本部の下に以下の専門委員会及び部を置く。

(1) 強化育成本部

- 1) ナショナルチーム
- 2) 強化サポート委員会
- 3) 全国プロジェクト委員会
- 4) 選手育成委員会
- 5) 車いすテニス委員会

(2) 大会運営本部

- 1) ジャパンオープン委員会
- 2) ジャパンウイメンズオープン委員会
- 3) 全日本テニス選手権委員会
- 4) プロツアー委員会（含む国別対抗戦）
- 5) 審判委員会
- 6) 実業団委員会
- 7) 国体委員会

(3) 普及推進本部

- 1) 普及委員会
- 2) ジュニア委員会
- 3) J T Aアカデミー委員会（含むコーチング）

- 4) ビーチテニス委員会
- 5) 多様化テニス委員会
- 6) ベテラン委員会
- 7) J T Aトーナメント委員会
- (4) 総務財務本部
 - 1) 総務部
 - 2) 人事部
 - 3) 財務経理部
 - 4) 医事委員会
 - 5) テニスミュージアム委員会
- (5) 管理統括本部
 - 1) マーケティング部
 - 2) 情報システム部
 - 3) 広報部
 - 4) 国際部
 - 5) 情報戦略企画部
- 2 本協会は、会長直轄として、以下の専門委員会およびプロジェクトチーム等を置く。
 - 1) 評議員選定委員会
 - 2) 役員候補者選定委員会
- 3 本協会は、専務理事直轄として、以下の専門委員会およびプロジェクトチーム等を置く。
 - 1) 監査委員会
 - 2) コンプライアンス委員会
 - 3) アンチ・ドーピング委員会
 - 4) 倫理委員会
 - 5) アスリート委員会
 - 6) スポーツ庁委託NEXT100推進事業プロジェクト
 - 7) 100周年事業準備プロジェクト
 - 8) 全日本テニス選手権改革プロジェクト
 - 9) ガバナンス対応・組織再編プロジェクト
 - 10) 財務再建・寄附金プロジェクト

(構成)

- 第6条 統括本部には、統括本部長1名、統括副本部長若干名を置くことができる。また統括本部直下の本部には、本部長1名、副本部長若干名を置くことができる。
- 2 委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置くことができ、委員の総数は原則として18名(委員長、副委員長を含む)以内で構成する。
 - 3 部には、部長1名、副部長若干名を置くことができ、部員の総数は原則として18名(部長、副部長を含む)以内で構成する。
 - 4 プロジェクトには、プロジェクトリーダー1名、プロジェクトサブリーダー若干名を置くことができ、メンバーの総数は原則として18名(リーダー、サブリーダーを含む)以内で構成する。

(常任委員)

- 第7条 常設委員会は、常任委員を置くことができる。ただし、常任委員の数は、委員長、副委員長、常任委員の総数が委員(18名)の半数以下とする。

(会議の招集)

- 第8条 委員会、部会、プロジェクトミーティングの招集は、それぞれの委員長、部長、プロジェクトリーダー(以下、組織長を称する。)が招集する。

2 前項の組織長は、それぞれの会議の議事録を作成し、組織長が捺印し保管する。

(全国委員会の招集)

第9条 地域協会推薦委員を有する専門委員会が招集する全国委員会は、原則として、年2回以内とする。

2 全国委員会の3回以上の招集及び経費を10万円以上必要とする全国委員会は、統括本部長の事前承認を必要とする。

(職務の代行)

第10条 統括本部長、本部長、委員長、部長、プロジェクトリーダーに事故あるときは、それぞれ統括副本部長、副本部長、副委員長、副本部長、サブリーダーがその職務を代行する。

(報告と執行)

第11条 組織長は、それぞれの会議での決定事項について、本部長、統括本部長を通じて常務理事会に報告し、本部長の命をうけてその執行に当たる。緊急を要する場合は、本部長の承認を経て執行することができるが、事後、速やかに常務理事会に報告しなければならない。

(合同会議)

第12条 2つ以上の本部間又は委員会間、部間、プロジェクト間にまたがる関連事項については、合同会議を開催することができる。

2 合同会議に関わる費用は、それぞれが協議して按分する。

(代理)

第13条 委員、部員、プロジェクトメンバーに事故あるときは、組織長の承認を経て各会議に委員会に代理を出席させることができる。

(役員の特権)

第14条 会長、副会長、専務理事、常務理事、統括本部長、本部長及び事務局長は各委員会に出席し意見を述べる事が出来る。

(規程の変更)

第15条 この規程の変更は、常務理事会の決議を必要とする。

(分掌事項)

第16条 専門委員会、部及びプロジェクトチームの分掌事項は、常務理事会の決議により、別途定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、理事会決議の日より施行する。

制定日	平成24年	4月	1日
改定日	平成27年	3月	19日
改定日	平成29年	3月	17日
改定日	平成30年	3月	15日
改定日	平成31年	3月	12日
改定日	令和3年	3月	16日